

古座川町学生生活支援給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生生活が困難な状況にあることを考慮し、学生の方々に経済的な支援をします。

対象となる方

生計を維持する者（保護者）が令和2年5月1日時点で古座川町に住所を有し、かつ、次の学校に在学する学生です。

- ・大学（大学院含む）、短期大学
- ・専門学校、高等専門学校（4年生以上）
- ・予備校に通っている学生

給付額

学生一人につき、一律5万円（1度限り）

申請方法

申請用紙に、必要書類を添えて教育委員会にご提出ください。
用紙は、役場窓口、教育委員会、保健センター、各出張所に用意しております。
役場ホームページでもダウンロード可能です。

申請期間

令和2年9月30日まで

必要書類

- ・振込口座が分かる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
- ・次の①～③のいずれか1つ
 - ①学生証明書（写し）
 - ②在学中を証明できる書類（写し）
 - ③入学が確認できる書類（写し）

【お問い合わせ先】古座川町教育委員会（72-3344）